第2期白子町子ども・子育て支援事業計画

計画期間:令和2年度~令和6年度





はじめに



少子化が全国的に加速している現在、次代を担うすべての子どもを持つ家庭を地域で応援し、支え合えるコミュニティを構築していかなければならなりません。

子どもたちが健やかに育つ環境をつくり、地域全体で子育てを応援していくために、本町では平成27年度に「~育てよう夢いっぱい笑顔あふれる白子の子どもたち~」を基本理念とし、「第1期子ども・子育て支援事業計画」を定め、計画的に実施してまいりました。

その間の国の動向としては、平成29年度に待機児童対策として「子育て安心プラン」を策定、さらに令和元年10月から「幼児教育・保育無償化」を開始いたしました。

こうした対策の変化に対応し、町の現状に適した施策を推進・展開をしていくことが求められています。

町では、このたび、第1期計画の目標や主要な施策等を継承しつつ、子育て家庭の 状況や子育て支援へのニーズを把握し、子育て応援のためのネットワークづくりの視 点を加え、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業 計画」策定いたしました。

この計画の実現に向けて、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、町民や関係団体などの皆さまからご協力をいただきながら、保護者の義務と責任と併せて地域社会全体の取組として進めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提言をいただきました白子町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント等にご協力いただきました皆さまに、心からお礼申し上げますとともに、この計画の推進にも特段の理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

白子町長 林 和雄

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画策定の目的	2
第3節	計画の位置づけ	3
第4節	計画の期間	3
第5節	子ども・子育て支援新制度の概要	4
第2章	白子町の子どもと子育て家庭の現状と課題	5
第1節	人口や世帯等の状況	5
第2節	白子町における子育て支援の状況	13
第3節	アンケート調査からみた白子町の子育て環境について	18
第3章	計画の基本的な考え方	24
第1節	計画の基本理念	24
第2節	計画の基本方針	25
第3節	教育・保育提供区域の設定	27
第4章	分野別施策の展開	28
第1節	地域における子育て応援体制の充実	30
第2節	親子の健康と成長への支援	35
第3節	子どもの心身の成長へ向けた教育環境の整備	39
第4節	安心して子育てができる環境づくり	45
第5節	特別な支援が必要な家庭へのきめ細かな取組の推進	48
第5章	子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策	51
第1節	量の見込みの算出について	51
第2節	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策	53
第3節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策	55
第6章	計画の推進	59
第1節	計画の推進にあたっての役割分担と連携	59
第2節	計画の進行管理	59
資料編		60
1 白豆	子町子ども・子育て会議	60
2 計画	新策定の経過	63

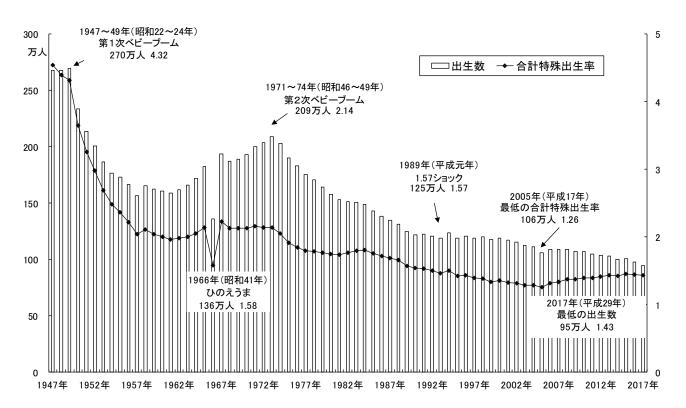
第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 少子化の進行

わが国の出生数は、平成 29 年は 94 万 6,065 人となり、昭和 22 年以降、過去最低となっています。また、1 人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率は、平成 29 年は 1.43 となり、前年より低下したものの、過去最低となった平成 17 年の 1.26 を底として微増傾向が続いています。しかし、将来にわたって人口を維持するために必要とされる 2.08 をいまだ大きく下回っています。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。



資料:厚生労働省「人口動態統計」

2 子育てをめぐる環境の変化

急速な少子化の背景にあるものとして、子どもを生み育てる家庭を取り巻く社会の変化が挙げられます。

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」によると、わが国の平成27年の生涯未婚率*は、男性23.4%、女性14.1%となっており、これは昭和55年に男性2.6%、女性4.5%だったことと比較すると、大きく上昇しています。また、厚生労働省「人口動態統計」によると、平成29年の日本人の平均初婚年齢は、男性が31.1歳、女性が29.4歳と平均初婚年齢が上昇する晩婚化に加え、平成29年の第1子出生時における母親の平均出産年齢が30.7歳という晩産化も進んでいます。

このような背景には、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。さらに、結婚や出産をめぐる問題だけでなく、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を 育む仕組みづくりが求められています。

※国勢調査による50歳時における未婚の割合

第2節 計画策定の目的

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て関連3法」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

白子町では、平成27年3月に「白子町子ども・子育て支援事業計画(以下「第1期計画」とします)」を策定し、子育て支援の制度を整備してきました。

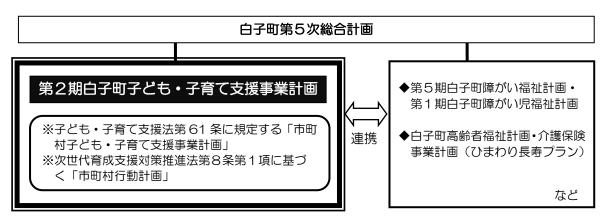
本計画は、本町の子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや確保方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。



第3節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、これらの確保方策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、保健・ 医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、各分 野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。



さらに、上位計画である総合計画、障がい福祉計画など他の計画との整合性を 図っていきます。

第4節 計画の期間

本計画は、令和2 (2020) 年度から、令和6年 (2024) 年度までの5年間を 計画期間とします。また、中間年度である令和4年度に見直しを行います。

平 成 27 年 度	平成28年度	平 成 29 年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令 和 4 年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令 和 10 年 度	令和11年度
白子町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕				白子町		・子育で (第2期		業計画	白子田		・子育で 〔第3期〕		業計画	
		中間見直し		第2期計画の策定			中間見直し		第3期計画の策定			中間見直し		第4期計画の策定

第5節 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等に基づく制度のことです。

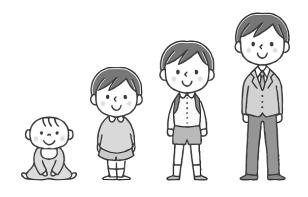
「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。新制度では、共通の給付である「施設型給付」、「地域型保育給付」が創設されるとともに、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図っていくこととなりました。

新制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され、地域の特性や課題に即して、より柔軟に運営やサービスの提供を実施できるようになりました。また、ひとり親などの家族構成や、保護者の就労状況に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制を確保することが義務化されることとなりました。

「第1期計画」策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、「子育て安心プラン」(平成29年6月)が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上(M字カーブの解消)、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されています。

また、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月)の閣議決定を踏まえ、令和元年10月から、3~5歳までの全ての子ども及び0~2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されることとなりました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策 を推進・展開していくことが求められています。



第2章 白子町の子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 人口や世帯等の状況

1 総人口と総世帯の状況

平成31年4月1日現在、本町の住民基本台帳人口は11,318人で、世帯は4,933世帯、一世帯当たりの人口は2.29人となっています。

国勢調査による人口や世帯の推移をみると、平成12年以降減少を続けています。また、一世帯当たりの人数は、平成22年に3.0人を割りました。

■人口と世帯数の推移

資料: 国勢調査(平成12年~平成27年の各年10月1日)、住民基本台帳(平成31年4月1日)

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 31 年
	人口総数	13,103	12,850	12,151	11,149	11,318
	男性	6,401	6,272	5,944	5,513	5,686
	女性	6,702	6,578	6,207	5,636	5,632
	世帯数	3,971	4,223	4,270	4,160	4,933
_	世帯当たりの人数	3.30	3.04	2.85	2.68	2.29

※一世帯当たりの人数は、各年の人口総数÷世帯数で算出





2 年齢3区分人口の推移

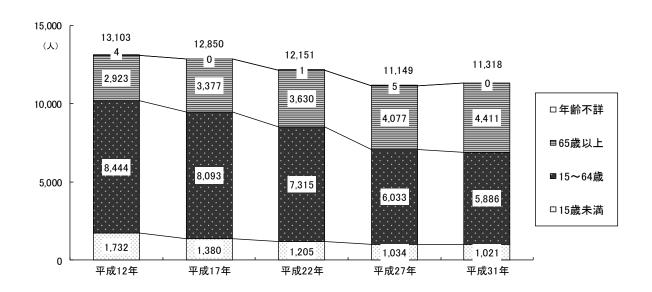
平成31年4月1日現在、本町の年齢3区分別の住民基本台帳人口は、15歳未満の年少人口が1,021人で、年少人口比率は9.0%である一方、65歳以上の老年人口が4,411人で、老年人口比率は39.0%となっています。

国勢調査による年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口比率は平成22年以降10%を切る一方、老年人口比率は平成27年以降30%を超えており、少子・高齢化が進んでいます。

■年齢3区分人口構成の推移

資料: 国勢調査(平成12年~平成27年の各年10月1日)、住民基本台帳(平成31年4月1日)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 31 年
総人口	13,103	12,850	12,151	11,149	11,318
15 歳未満	1,732	1,380	1,205	1,034	1,021
割合	13.2%	10.7%	9.9%	9.3%	9.0%
15~64 歳	8,444	8,093	7,315	6,033	5,886
割合	64.4%	63.0%	60.2%	54.1%	52.0%
65 歳以上	2,923	3,377	3,630	4,077	4,411
割合	22.3%	26.3%	29.9%	36.6%	39.0%
年齢不詳	4	0	1	5	0
割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



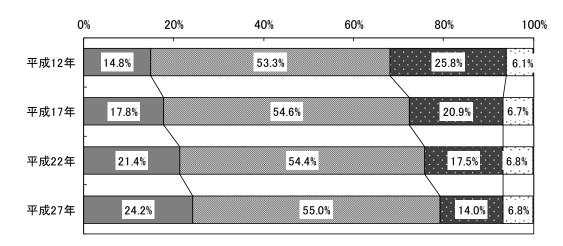
3 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成27年の本町の一般世帯数の合計は、4,160世帯で、核家族世帯が2,286世帯、3世代世帯が583世帯、単独世帯が1,008世帯となっています。平成12年からの構成割合の推移をみると、単独世帯が増加し、三世代世帯が減少しています。

■世帯類型の推移

資料:国勢調査

	平成 12 年		平成	平成 17 年		22 年	平成	平成 27 年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	
単独世帯	588	14.8%	752	17.8%	913	21.4%	1,008	24.2%	
核家族世帯	2,118	53.3%	2,306	54.6%	2,322	54.4%	2,286	55.0%	
3世代世帯	1,024	25.8%	882	20.9%	746	17.5%	583	14.0%	
その他の世帯	241	6.1%	283	6.7%	289	6.8%	283	6.8%	
一般世帯 計	3,971	100.0%	4,223	100.0%	4,270	100.0%	4,160	100.0%	



■単独世帯 ■核家族世帯 ■三世代世帯 □その他の世帯



4 子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、平成27年における本町の子どものいる世帯数、またその世帯数が一般世帯に占める割合は、6歳未満の親族のいる世帯については、261世帯で6.3%、18歳未満の親族のいる世帯については、750世帯で18.0%となっています。子どものいる世帯数、一般世帯に占める割合は、いずれも減少が続いており、6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯は、ともに平成12年の6割程度の人数までに減少しています。

■6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯数の推移

資料:国勢調査

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
6歳未満の親族のいる世帯	428	10.8%	351	8.3%	343	8.0%	261	6.3%
18歳未満の親族のいる世帯	1,293	32.6%	1,077	25.5%	902	21.1%	750	18.0%

□□6歳未満の親族のいる世帯数

→ 一般世帯合計に占める割合

1,500 20% (世帯) 8.3% 1,000 10.8% 8.0% 10% 6.3% 500 428 351 343 261 0 0% 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

□□18歳未満の親族のいる世帯数

→ 一般世帯合計に占める割合







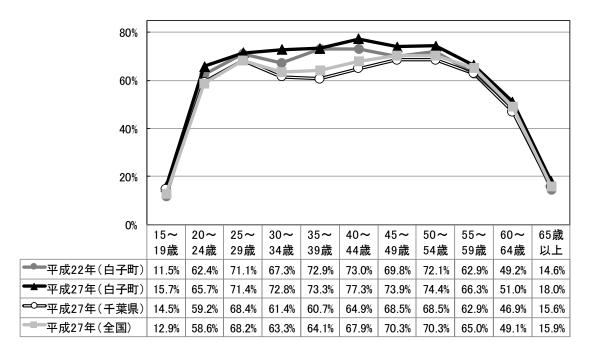
5 女性の就業状況

年齢別にみた女性の就業率については、かつて出産・育児期にあたる 20 歳代後半から 30 歳代にかけての就業率が下がる、いわゆるM字カーブの傾斜がみられる傾向がありました。平成 27 年の国勢調査によると、千葉県・全国値は、30~44 歳の層で就業率の低下がみられますが、本町は低下はみられません。このことから、本町では、出産・育児期にあたる女性も就業を続けていることがうかがわれます。

また、本町の平成27年の女性の就業率は、全ての年齢層において平成22年の値を上回っています。

■女性の就業率の推移

資料:国勢調査



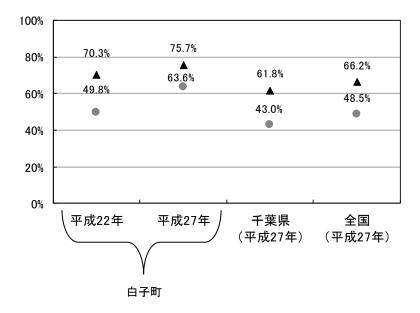


6 共働き世帯の状況

国勢調査によると、平成27年の子どもがいる家庭における本町の共働き家庭の割合は、最年少の子どもが6歳未満の家庭で63.6%、最年少の子どもが6~12歳未満の家庭で75.7%となっており、千葉県・全国値を大きく上回る結果となっています。また、平成22年と比較しても上昇しています。

■共働き世帯の状況

資料:国勢調査



● 最年少が6歳未満

▲最年少が6歳~12歳未満



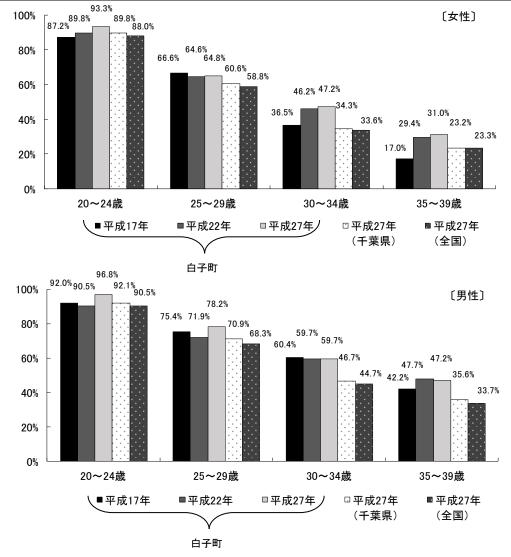
7 配偶関係の状況

国勢調査によると、本町の平成 27 年の 20 歳代、30 歳代の未婚率(離婚した人は含まない)は、千葉県・全国値を上回っており、高い状況といえます。また、平成 27 年の 35~39 歳の年齢層における女性の未婚率は平成 17 年の約 2 倍となっており、男性より低い値であるものの、晩婚化・非婚化の傾向がうかがわれます。

■配偶関係の状況

資料:国勢調査

性	左胁豆八	平成 17 年		平成	22 年	平成	27 年
別	年齢区分	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合	人数	未婚の割合
	20~24歳	286	87.2%	239	89.8%	166	93.3%
女	25~29歳	207	66.6%	190	64.6%	129	64.8%
性	30~34歳	125	36.5%	127	46.2%	116	47.2%
	35~39歳	57	17.0%	101	29.4%	80	31.0%
	20~24歳	286	92.0%	237	90.5%	180	96.8%
男	25~29歳	242	75.4%	202	71.9%	161	78.2%
性	30~34歳	233	60.4%	179	59.7%	151	59.7%
	35~39歳	146	42.2%	179	47.7%	136	47.2%



8 出生数の推移

本町の出生数は、平成 29 年には 41 人となっており、年度によって差はありますが $40\sim80$ 人の間で推移しています。人口 1,000 人当たりに対する出生率は、平成 29 年は 3.6 と過去 10 年で最低の値となっています。

合計特殊出生率については、平成 19年、平成 21年、平成 27年、平成 29年は 1.0を切り、それ以外の年も 1.0~1.5の間で変動しています。また、平成 20年、平成 22年を除き千葉県・全国の平均と比較して低い値となっています。

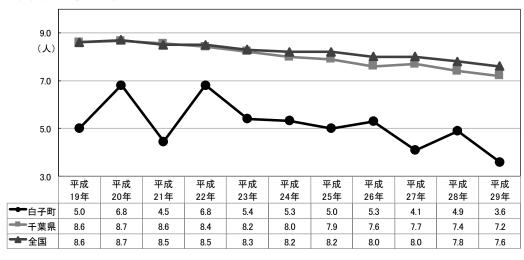
■出生数の推移

資料:千葉県保健所統計年報

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
63	85	55	82	67	65	60	63	45	57	41

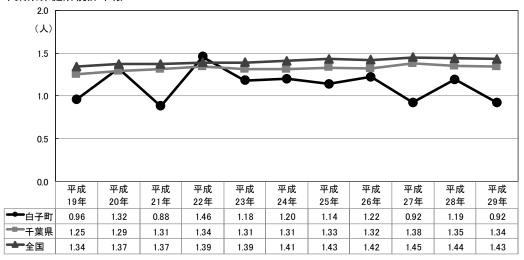
■出生率の推移

資料:千葉県保健所統計年報



■合計特殊出生率の推移

資料:千葉県保健所統計年報



1 子ども・子育て支援法定事業の状況

(1) 保育所の状況

本町には、公立の認可保育所が3か所あります。

保育所の入所者数については、平成 31 年は 240 人となっており、平成 28 年度以降、減少傾向となっています。また、町内人口に対する入所率をみてみると、年度によって差はありますが、0 歳児は 1 割以下、1 歳児は $2\sim5$ 割弱、2 歳児は $5\sim6$ 割強、 $3\sim5$ 歳児は約 9割の子どもが保育の必要性の認定を受け、保育所を利用している状況となっています。

一時預かりについては、南白亀保育所で実施しており、生後6か月から就学前の児童を対象に1日定員6人で実施しています。延長保育については、7時半~8時、16時~19時の時間で全ての保育所で実施しています。土曜日保育については、希望者を集めて関保育所で実施しています。

なお、本町に幼稚園はありませんが、毎年1~2人程度が町外の幼稚園やこども園へ通っています。

■保育所概要

	所在地	定員	延長保育	一時預かり	土曜日保育
白潟保育所	八斗 1486	150	0		
関保育所	関 6722	100	0		0
南白亀保育所	牛込 85	100	0	0	

■保育所の入所者数の推移(各年4月1日現在)

	■ 休日が ○ 八か日										
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度						
白潟保育所	103	111	105	104	96						
関保育所	70	71	71	69	71						
南白亀保育所	81	81	87	77	73						
町全体	254	263	263	250	240						

■年齢別の入所者数・入所率(対人口割合)の推移(各年4月1日現在)

	平成 2	7年度	平成 2	平成 28 年度		平成 29 年度		0 年度	平成 31 年度	
	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率
0 歳児	2	3.4%	3	5.8%	1	2.1%	2	4.2%	2	4.1%
1 歳児	26	41.9%	19	28.8%	26	45.6%	12	24.0%	27	48.2%
2 歳児	36	51.4%	39	65.0%	41	61.2%	38	64.4%	26	55.3%
3 歳児	60	89.6%	62	86.1%	60	89.6%	66	95.7%	54	91.5%
4 歳児	78	96.3%	64	95.5%	68	97.1%	63	96.9%	70	97.2%
5 歳児	52	91.2%	76	97.4%	67	98.5%	69	95.8%	61	95.3%

[※]入所率は各年4月1日の入所者数÷住民基本台帳人口で算出

■延長保育事業・一時預かり事業の利用者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育事業(登録人数)※	41	94	16	54
一時預かり事業(年間延人数)	809	937	332	569

[※]保育標準時間認定児の人数

(2) 妊婦健康診査の状況

14回分の健診費用の助成を行っています。

	平成	平成	平成	平成
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
妊婦健康診査 (年間延件数)	669	516	609	570

(3) 乳児家庭全戸訪問事業の状況

育児不安を軽減するために、全出生児に対して保健師が訪問しています。

	平成	平成	平成	平成
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
乳児家庭全戸訪問事業(年間人数)	63	58	46	53

(4)養育支援訪問事業の状況

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行っています。

		平成	平成	平成	平成
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
美 玄士極計問車要	実人数	2	2	4	9
養育支援訪問事業	年間延回数	12	16	22	29

(5) 病児保育事業の状況

病児保育所ラッコッコ (酒井医院内) で、月・火・水・金・土 (木曜・日曜及 び祝日は休み) に開設しています。

	平成	平成	平成	平成
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
病児・病後児保育事業(年間延人数)	252	210	293	211

(6) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

本町では、各小学校区に1施設、計3か所で実施しています。いずれも保護者会による運営で、運営費の一部を町が補助しています。

学童保育の利用者数については、年度によって差はあるものの、平成 27 年度には町全体で 71 人だったものが、平成 31 年度には 95 人と増加傾向となっています。

また、対小学校在籍児童数に対する利用率については、年度によって差はありますが、1,2年生については $2\sim4$ 割、3年生については2割弱 ~3 割強、4年生については $1\sim2$ 割強、5,6年生については1割前後で推移しています。

■クラブ別利用者数の推移

	定員	所在地
なのはなキッズクラブ	40 (目安)	中里 2670(旧 J A 長生白潟支所)
げんきっ子クラブ	40 (目安)	関 3889-1(関小学校内)
かめっこクラブ	40 (目安)	牛込 12(南白亀小学校内)

■クラブ別利用者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
なのはなキッズクラブ	28	41	45	38	41
げんきっ子クラブ	25	24	32	34	26
かめっこクラブ	18	19	18	21	28

■学年別利用者数・入所率(対在籍児童割合)の推移(各年5月1日現在)

	平成 2	7 年度	平成 2	平成 28 年度		9 年度	平成 30 年度		平成 31 年度	
	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率
1年生	21	25.0%	19	31.7%	27	36.0%	23	33.3%	19	26.8%
2 年生	15	21.7%	27	32.5%	21	36.8%	31	40.8%	25	36.8%
3年生	13	16.5%	14	21.5%	22	25.9%	16	26.7%	26	34.2%
4 年生	10	12.2%	8	10.1%	13	20.0%	10	11.6%	13	21.7%
5 年生	8	9.1%	6	7.8%	7	9.0%	7	10.8%	5	5.7%
6 年生	4	6.7%	10	11.4%	5	6.7%	6	7.6%	7	10.4%
低学年計	49	21.1%	60	28.8%	70	32.3%	70	34.1%	70	32.6%
高学年計	22	9.6%	24	9.8%	25	11.5%	23	10.0%	25	11.7%
利用児童数計	71	15.4%	84	18.6%	95	21.8%	93	21.4%	95	22.1%

[※]入所率は各年5月1日の入所者数:小学校在籍児童数で算出





2 町独自の事業

(1) 経済的負担の軽減に向けた取組

本町では、町独自の子育て支援として保育料の軽減を行ってきました。 令和元年10月より、全国一律で3~5歳児及び住民税非課税世帯の0~2歳 児の幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、町独自としては、多子世 帯の保育料の軽減等を継続し、経済的負担の軽減に取り組んでいきます。

■主な保育料軽減の変遷

	• • •	
平成 18 年 4月~	5歳児の保育料を国基準の2分の1に軽減(限度額2万円)	国の施策に準じ て、下記世帯は別
平成 19 年 4月~	5歳児の保育料を無償化(副食費は負担)	途軽減を実施
平成 21 年 4月~	無償化の対象を4歳児まで拡大(副食費は負担)	・多子世帯 ・ひとり親世帯
平成 22 年 4月~	多子世帯における3歳児の保育料の軽減を拡大	・在宅障がい児(者)
令和元年 10月~	国の施策により、幼児教育・保育の無償化(実費は負担)	

また、町内在住の $0 \sim 2$ 歳未満の子どものいる家庭に対し、子育て環境の向上と子育て応援として乳幼児おむつ用ごみ袋を無料で配付しています。

(2)子育て情報の提供体制

子育て世代が安心して子育てに取り組むことができるよう子育てハンドブックを配付しています。また、健(検)診やサポート制度、相談窓口等の案内や子どもの予防接種スケジュール管理や、食育情報等を「健康ナビ」にて配信しています。さらに、保育所、小中学校の行事等の情報を「マチコミメール」で配信しています。





(3) 主な母子保健事業

ことばや行動の発達に不安がある未就学児を対象に『こあらっこ』※(個別発達相談)を実施しています。また、虫歯予防効果のあるフッ化物洗口を保育所年長児から小学校6年生までの希望者を対象に実施しています。

%つくも幼児教室の心理相談員と健康福祉課保健師の計2名が月1回相談を受けています。件数は、月1~2件程度であり、相談がない月は3保育所へ訪問することもあります。

(4) 出生祝記念樹

「やすらぎのある明るいまちづくり」をテーマとして、毎年2月に出生祝記念 樹(カワヅザクラ苗木)の配付をしています。



第3節 アンケート調査からみた白子町の子育て環境について

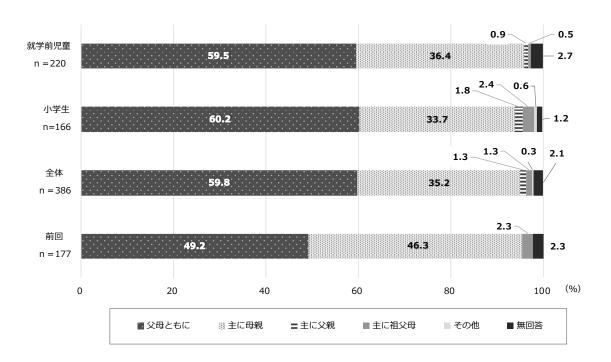
1 子どもを取り巻く家庭環境について

子育て(教育を含む)を主にしているのは、就学前児童保護者では「父母ともに」が59.5%、「主に母親」が36.4%、小学生保護者では「父母ともに」が60.2%、「主に母親」が33.7%となっています。

平成25年度に実施した前回調査結果と比較すると、前回調査時は「父母ともに」と「主に母親」と回答した割合が同程度でしたが、今回調査では「父母ともに」と回答した割合が「主に母親」と回答した割合を上回っており、子育てを父母ともに行うという意識が高まっていることが考えられます。

■お子さんの子育てを主にしている方

資料:第2期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書(平成31年3月)





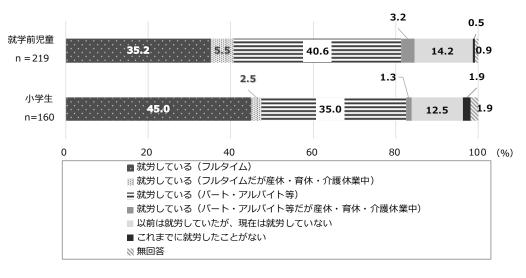
2 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、休業中の方も含めると就学前児童保護者については4割強がフルタイムでの就労、4割強がパート・アルバイト等での就労、小学生保護者については5割弱がフルタイムでの就労、4割弱がパート・アルバイト等での就労をしており、あわせると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに8割強が就労している状況です。

父親の就労状況については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに 9 割以上 がフルタイムでの就労をしている状況です。なお、休業中の方はいませんでした。

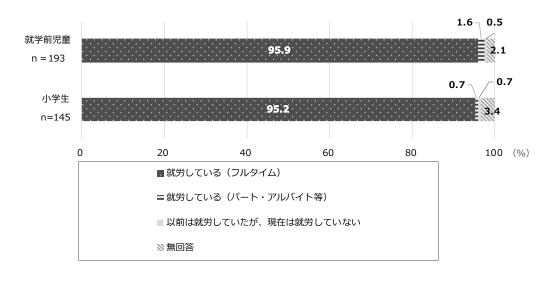
■母親の就労状況

資料:第2期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書(平成 31 年3月)



■父親の就労状況

資料: 第2期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書(平成 31 年3月)



アンケートで回答のあった保護者の就労状況から、就学前の子どもの父母の有無、父母の現在の就労状況などを類型化した結果(以下「家族類型」とします)は、下表のとおりです。

就学前児童保護者については、町全体をみると、現状では、「ひとり親家庭」が 12.0%、「共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)」が 71.5%、専業主婦(夫)家庭が 15.5%となっています。

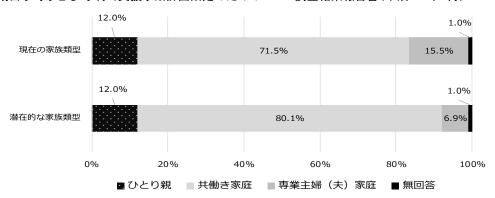
また、潜在的な家族類型では、「共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)」が 80.1%、専業主婦(夫)家庭が 6.9%となり、現状、専業主婦(夫)家庭のうち、8.6%は共働き家庭となることが想定されます。

ただし、年齢 3 区分別にみると、現状、専業主婦(夫)家庭のうち、0 歳児では 12.5%、1,2 歳児では 14.5%、 $3\sim5$ 歳児では 5.2%が、潜在的な共働き家庭となるため、低年齢児の保育ニーズとして想定する必要があります。

※潜在的な家族類型とは、アンケートで回答あった現在パートタイムの方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した場合を踏まえた分類となります。

■就学前児童保護者の家族類型

資料: 第2期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書(平成 31 年3月)



【就学前児童】家族	類型	0 炭	5.	1,2	歳児	3~5	5 歳児	全体	
		現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在
タイプA(ひとり親家	人数	1	1	8	8	26	26	35	35
庭)	割合 (%)	1.8	1.8	12.9	12.9	15.0	15.0	12.0	12.0
タイプB (フルタイム	人数	19	22	21	23	62	68	102	113
×フルタイム)	割合 (%)	33.9	39.3	33.9	37.1	35.8	39.3	35.1	38.8
タイプC (フルタイム	人数	17	21	19	26	67	70	103	117
×パートタイム)	割合 (%)	30.4	37.5	30.6	41.9	38.7	40.5	35.4	40.2
タイプD(専業主婦	人数	16	9	14	5	15	6	45	20
(夫) 家庭)	割合 (%)	28.6	16.1	22.6	8.1	8.7	3.5	15.5	6.9
タイプE (パートタイ	人数	2	2	0	0	1	1	3	3
ム×パートタイム)	割合 (%)	3.6	3.6	0.0	0.0	0.6	0.6	1.0	1.0
タイプF(無業×無業)	人数	0	0	0	0	0	0	0	0
グイノエ(無未へ無未)	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	人数	1	1	0	0	2	2	3	3
無回百	割合 (%)	1.8	1.8	0.0	0.0	1.2	1.2	1.0	1.0
合計	人数	56	56	62	62	173	173	291	291
НП	割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

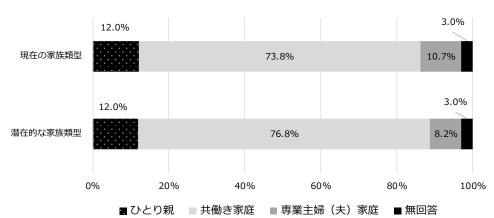
※上表の割合は、小数第2位で四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある

小学生保護者については、現状では、「ひとり親家庭」が 12.0%、「共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)」が 73.8%、専業主婦(夫)家庭が 10.7% となっています。

また、潜在的な家族類型では、「共働き家庭 (タイプ B、タイプ C、タイプ E)」が 76.8%、専業主婦 (夫)家庭が 8.2%となり、現状、専業主婦 (夫)家庭のうち、2.5%が共働き家庭となることが想定されます。

■小学生保護者の家族類型

資料:第2期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書(平成 31 年3月)



全体

		現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在
タイプA(ひとり親家庭)	人数	23	23	5	5	28	28
	割合 (%)	12.7	12.7	9.6	9.6	12.0	12.0
タイプB(フルタイム×フ	人数	69	74	17	24	86	98
ルタイム)	割合 (%)	38.1	40.9	32.7	46.2	36.9	42.1
タイプC(フルタイム×パ	人数	59	60	26	19	85	79
ートタイム)	割合 (%)	32.6	33.1	50.0	36.5	36.5	33.9
タイプD (専業主婦 (夫)	人数	21	15	4	4	25	19
家庭)	割合 (%)	11.6	8.3	7.7	7.7	10.7	8.2
タイプE (パートタイム×	人数	1	2	0	0	1	2
パートタイム)	割合 (%)	0.6	1.1	0.0	0.0	0.4	0.9
タイプF (無業×無業)	人数	1	0	0	0	1	0
	割合 (%)	0.6	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
無回答	人数	7	7	0	0	7	7
	割合 (%)	3.9	3.9	0.0	0.0	3.0	3.0
合計	人数	181	181	52	52	233	233
	割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※上表の割合は、小数第2位で四捨五入を行っているため、合計が100%にならない場合がある

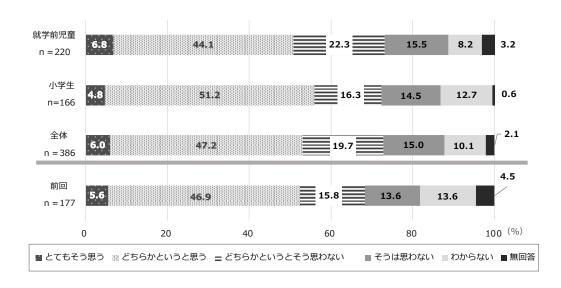
3 子育てしやすいまちづくりについて

白子町が子育てしやすい環境であるかどうかについて聞いたところ、「とてもそう思う」・「どちらかというと思う」と回答した割合をあわせると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに5割強となっています。一方、「どちらかというとそう思わない」・「そうは思わない」と回答した割合をあわせると、就学前児童保護者で4割弱、小学生保護者で3割強となっています。

平成25年度に実施した前回調査結果と比べると、傾向に大きな変化はありませんでした。

■白子町は子育てしやすい環境であるか

資料:第2期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書(平成 31 年3月)



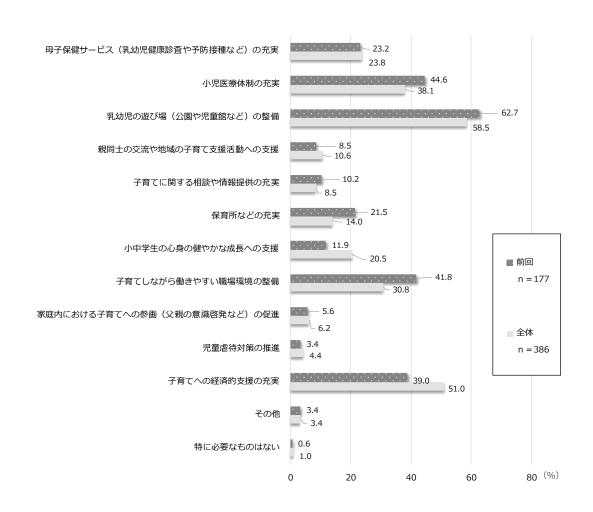


子育てをしやすいまちづくりのために今後重要だと思うことについて、就学前児童保護者・小学生保護者の結果を合計すると、「乳幼児の遊び場(公園や児童館など)の整備」(58.5%)が最も多く、次いで「子育てへの経済的支援の充実」(51.0%)、「小児医療体制の充実」(38.1%)と続きます。

平成25年度に実施した前回調査と比較すると、「乳幼児の遊び場の整備」が最も多いことについては、前回調査時と同様の傾向となっていますが、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」(11.0ポイント減)となった一方で、「子育てへの経済的支援の充実」(12.0ポイント増)となっており、子育てへの経済的支援の充実に対する関心が高まっていることが考えられます。

■子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと (複数回答)

資料: 第2期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果報告書(平成 31 年3月)



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町の第1期計画では「育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち」を基本理念として掲げ、子どもたちが夢を持ち、子どもたちの笑顔があふれるよう施策を進めてきました。

本町の平成30年度から令和9年度までの方向性を定めた白子町第5次総合計画では、重点施策の1つとして「町民の健康づくり支援体制と子育て支援」を目指しており、「地域での子育て応援体制の構築」を掲げています。また、子ども・子育て支援法では、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子どもやその子どもを育てる家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としており、本町は、この仕組みを「子育て応援体制」と考えます。

地域における総合的な子育で応援体制の構築のためには、行政側からの一方的なアプローチだけではなく、子育での当事者である親や子ども自身も含めた地域住民と、子育でに関わる地域住民・行政・関係機関とが互いに連携し合えるようなネットワークづくりが必要です。

そのため、本計画における基本理念は、第1期計画の理念に子育て応援のためのネットワークづくりの視点を加え、次のとおり掲げます。

■基本理念

育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち

~人と人を繋ぐ、子育て応援体制の推進~

この理念に基づき、子育て応援のためのネットワークづくりに向けて取組を強化し、子どもたちが夢を持ち、笑顔があふれる日々を過ごせるようなまちを目指し、計画を推進していきます。

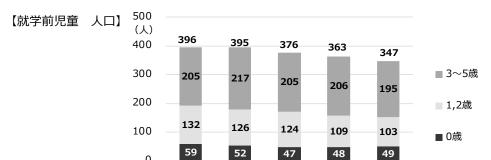




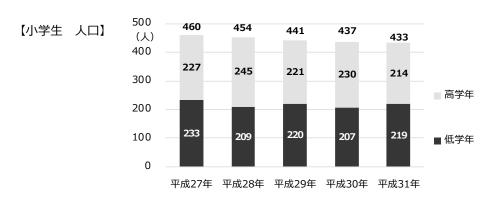
1 子ども人口の推移

本町の小学生以下の子どもの人口は年々減少しており、平成 27 年には 856 人だったものが、平成 31 年には 780 人となっています。年齢別にみてみると、就学前児童は、平成 27 年の 396 人から平成 31 年には 347 人に減少し、小学生は、平成 27 年の 460 人から平成 31 年には 433 人に減少しています。

区分	年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
就学前児童	0歳	59	52	47	48	49
	1歳	62	66	57	50	56
	2歳	70	60	67	59	47
	3歳	67	72	67	69	59
	4 歳	81	67	70	65	72
	5歳	57	78	68	72	64
	小計	396	395	376	363	347
小学生	1年生	85	60	78	70	71
	2年生	67	83	58	77	70
	3年生	81	66	84	60	78
	4年生	81	81	66	84	61
	5年生	86	77	80	65	86
	6年生	60	87	75	81	67
	小計	460	454	441	437	433
合計		856	849	817	800	780



平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年



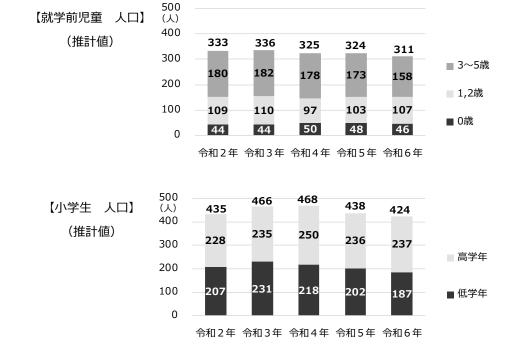
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

2 計画期間の将来推計人口

本町の平成31年4月1日の小学生以下の子どもの人口は780人(就学前児童347人、小学生433人)となっています。

推計人口からは、令和 2 年に 768 人(就学前児童 333 人、小学生 435 人)だったものが、令和 6 年には 735 人(就学前児童 311 人、小学生 424 人)に減少することが見込まれます。

区分	年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童	0歳	44	44	50	48	46
	1歳	54	49	49	55	53
	2歳	55	61	48	48	54
	3歳	48	62	62	48	48
	4歳	59	54	62	62	48
	5歳	73	66	54	63	62
	小計	333	336	325	324	311
小学生	1年生	64	80	66	55	64
	2年生	71	71	79	66	55
	3年生	72	80	73	81	68
	4 年生	78	80	81	73	81
	5年生	62	87	80	81	73
	6年生	88	68	89	82	83
	小計	435	466	468	438	424
合計		768	802	793	762	735



※ コーホート変化率法により、平成 29~31 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口をもとに推計。なお、コーホート変化率法とは、同じ期間に生まれた人々の集団について過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町には、中学校区は1区、小学校区は3区、保育所は3か所あります。教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。









第4章 分野別施策の展開

分野別施策については、以下の5つの基本目標に基づき、推進に努めていきます。

基本目標 1 地域における子育て応援体制の充実

共働き世帯やひとり親世帯、もしくは頼るべき人がいない子育て家庭など、全ての子育て家庭が、安心して子育てをすることができるよう、多様な子育て支援の充実に努めます。子育ての当事者である親や子ども自身も含めた地域住民と、子育てに関わる地域住民・行政・関係機関とが互いに連携し合えるようなネットワークづくりのため、情報提供や相談体制の強化に努めます。

基本目標2 親子の健康と成長への支援

妊娠期から幼児期まで、親と子どもの健やかな育ちのために、健診や予防接種をはじめとする保健サービスの充実に努めます。また、小児医療体制の充実に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

子どもの心身の健やかな成長のために、保育所、小学校が連携して、様々な体験学習などを取り入れながら、「生きる力」の育成に努めます。

基本目標4 安心して子育てができる環境づくり

子どもの健やかな育ちのためには、子どもと子育て家庭を取り巻く地域環境の充実が大切です。交通事故、犯罪、自然災害など、子どもを取り巻く環境には、危険が潜んでいます。子どもが安全に過ごせ、子育てしやすいまちづくりのために、住環境、生活環境、就労環境の整備や、意識の啓発に努めます。

基本目標 5 特別な支援が必要な家庭へのきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭や、障がい児を持つ家庭など、特別な支援が必要な家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援に努めていきます。また、児童虐待など、家庭の抱える問題に対し、早期発見・早期対応ができるような連携体制の確立に努めていきます。

■施策体系図

■基本理念

育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち 〜人と人とを繋ぐ、子育て応援体制の推進〜

■基本目標 1

地域における子育で応援体制の充実

- ①就学前の教育・保育の提供
- ②地域における子育て支援サービスの充実
- ③子育てネットワークづくりに向けた支援の充実
- 4 児童・生徒の健全育成
- ⑤経済的支援の充実

■基本目標 2

親子の健康と成長への支援

- ①子どもと親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療の充実

■基本目標 3

子どもの心身の健やかな成長に 向けた教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③信頼される学校づくり
- ④家庭や地域の教育力の向上
- ⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑥子どもの権利づくりの推進

■基本目標 4

安心して子育てができる環境づくり

- ①良好な住宅と居住環境の確保
- ②豊かなまちづくりの推進等
- ③多様な働き方の実現及び働き方の見直し等
- ④子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■基本目標 5

特別な支援が必要な家庭へのきめ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障がい児施策の充実
- ③ひとり親家庭の自立支援の推進

第1節 地域における子育で応援体制の充実

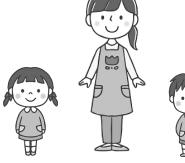
1 就学前の教育・保育の提供

現状・今後の方向性

本町では、保育所3か所において、就学前の教育・保育を提供するとともに、 地域の子育ての拠点として機能しています。子育て支援の一環として、白潟保育 所に「ひまわりルーム」を開設し、親子の相互交流の場を提供しています。ニー ズ調査からは、利用者の「イベントなどの開催」を求める声が多く、保護者のニ ーズを配慮しながら、支援の充実に努めていきます。

また、子どものいる世帯数は減少していますが、その中で共働き家庭の割合は高くなっています。特に3歳未満児の入所が増えているため、保育士の確保に努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
1	教育・保育事業	住民課	第5章に定める確保策に従い、保育所の整備に努め、 児童福祉に努めていきます。
2	延長保育事業	住民課	第5章に定める確保策に従い、保護者の就労・育児の 両立を支援していきます。
3	障がい児保育事業	住民課	各保育所において、個々に応じた配慮をする体制に努めています。障がいに応じた細やかな保育に努め、学習会や講演・交流会に積極的に参加にできるように配慮します。
4	乳児保育の促進	住民課	関・南白亀は6か月から、白潟は1歳から受け入れています。乳児保育の促進に努めます。
5	一時預かり事業	住民課	第5章に定める確保策に従い、子育て支援の充実を図っていきます。
6	保育所子育て支援 事業	住民課	地域の子育ての拠点である認可保育所が、子育て支援 センターとしての機能を発揮し、誰もが安心して子ど もを生み育てられるような地域社会を構築すること を目指して支援に努めます。園庭開放、育児相談、ふ れあい広場等在宅児と園児の交流、食育を実施ていま す。また、白潟保育所には、子育て支援「ひまわりル ーム」を設置しています。今後も保育所子育て支援の 充実に努めます。





2 地域における子育て支援サービスの充実

現状・今後の方向性

本町では、病児保育や、就学児童を対象とした放課後児童健全育成事業(学童保育)を実施しています。学童保育については、保護者会の運営によって、各小学校区に1施設開設しています。

引き続き、現状のサービスの維持と質の向上に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
7	病児保育事業	住民課	第5章に定める確保策に従い、今後も広く町民に周 知を図り、継続して支援していきます。
8	放課後児童健全育 成事業(学童保育)	住民課	第5章に定める確保策に従い、今後も継続維持に努めます。



3 子育てネットワークづくりに向けた支援の充実

現状・今後の方向性

地域における連帯意識の希薄化や核家族化、さらには少子化に伴う兄弟姉妹の減少により、子育てについての知識や実体験を得る機会が不足し、不安や孤独感を持つ親が増えていることが考えられます。また、インターネットや SNS には膨大な情報があふれており、その中から適切な情報を取捨するのも困難であることが考えられます。

こうした不安の解消のためには、子育ての当事者である親が必要な情報を入手したり、気軽に相談ができたりする体制を確立させるとともに、住民同士で情報交換・相談ができるようなネットワークづくりに向けた支援をしていくことが必要です。また、関係機関においては、支援が必要な人と、支援のできる人や機関を円滑に繋ぐために、情報共有をしていくことも重要です。

子育て世代が、安心して子育てできるように、情報提供・相談体制の充実に努めるとともに、ネットワークの構築へ向けた支援に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
9	子育てハンドブッ クの配付	住民課 健康福祉課	子育て世代が安心して子育てに取り組むことがで きるよう、子育てハンドブックを配付します。
10	健康情報の提供「健康ナビ」	健康福祉課	「健康ナビ」を通じて、健(検)診やサポート制度、 相談窓口等の案内や子どもの予防接種スケジュー ル管理や、食育情報等を配信します。
11	母子保健事業の情 報提供	健康福祉課	乳幼児予防接種事業、母子保健事業予定を新生児訪問や窓口にて配布をしています。今後も内容の充実に努めます。
12	子育て世代包括支 援センター	健康福祉課	第5章に定める確保策に従い、安心して子どもを産 み育てられるよう、妊娠期から子育て期にわたり切 れ目のない支援を提供します。
13	ライフサポートフ ァイルの作成と普 及	健康福祉課	子どもの乳幼児期から成人期までのライフステージで、途切れることなく一貫して適切な支援を受けられるように、生育歴や受けてきた支援内容などをライフステージごとに記録・管理できるファイルを長生郡市にて作成し普及推進します。
14	子育てサロン「ママ ニアン」	白子町社会福祉協議会	就学前の親子の交流の場、親の学びの場、子育て相 談の場として様々な講座やイベントの開催をしま す。





4 児童・生徒の健全育成

現状・今後の方向性

子どもの自主性や社会性を育んでいくためには、子ども同士の触れ合いが重要です。しかし、著しい少子化に伴い、子ども同士の交流の機会が減少していることが懸念されます。

そのため、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる 居場所づくりのため、健康福祉課、教育課及び生涯学習課が連携して整備に努め ていきます。また、スクールカウンセラーや、教育相談員の配置等、相談体制の さらなる充実に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
15	児童・生徒のため の放課後の居場所 づくり	生涯学習課	小学生を対象とした放課後の居場所づくりのため、 サッカーやミニバス等、スポーツ少年団活動の支援 を実施し、放課後の居場所づくりの充実に努めま す。
16	児童遊園	健康福祉課	児童遊園の整備と安全管理に努めます。
17	公民館・青少年センター等の活動の 推進	生涯学習課	公民館・青少年センター等の活動の推進に努めます。
18	図書館・図書室活 動の推進	生涯学習課	リクエストサービスの充実を図るため、他館との連 携を密にするよう努めます。
19	子ども読書活動の推進	生涯学習課	ブックスタート事業を実施しています。子ども読書活動推進計画の策定及び読み聞かせやボランティアなどを育成するとともに読書活動の推進に努めます。
20	美術館・郷土資料 館活動の推進	生涯学習課	白子町の文化資料の保存管理を徹底し、来室者へ郷 土の歴史や文化について情報発信に努めます。
21	スクールカウンセ ラー配置事業	教育課	千葉県スクールカウンセラー配置事業により、各中 学校にスクールカウンセラーを配置するなど、今後 も事業の充実に努めます。
22	不登校対策の整備	教育課	不登校の児童・生徒の早期発見・早期対策を始める ため、今後とも教育相談員を配備し、学校、家庭、 関係機関との連携を強化し、不登校対策の充実に努 めます。







5 経済的支援の充実

現状・今後の方向性

子育てには、教育費、医療費をはじめとして、多くの費用が掛かります。アンケート調査結果では、「子育てをしやすいまちづくりのために今後重要だと思うこと」について、「子育てへの経済的支援の充実」を回答した方は51.0%で、第1期計画策定時から、12.0ポイント増となっており、子育てへの経済的支援の充実に対する関心が高まっていることが考えられます。

令和元年10月より、全国一律で幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、本町においては、5歳児は平成19年から、4歳児は平成21年から、保育料を無償化し、国に先行して経済的負担の軽減に努めてきました。また、安心して子育てできるように、子ども医療費や、予防接種費用の助成を行っています。

子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、また、生まれ育った家庭環境に係わらず子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに創設された施設等利用給付の周知に努めるとともに、町独自としては、多子世帯の保育料の軽減等を継続し、経済的負担の軽減に取り組んでいきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
23	幼児教育・保育の 無償化	住民課教育課	国の基準に基づき、3歳~5歳まで、また住民税非課税世帯の0歳~2歳までを対象に幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料について、円滑な給付の実施に努めるとともに、認可外保育施設等の利用者を対象とした子育てのための施設等利用給付の周知に努めます。また、町独自として、多子世帯の保育料の軽減を継続して実施します。
24	実費徴収に係る補 足給付	住民課 教育課	第5章に定める確保策に従い、令和元年度から実施 します。
25	児童手当の支給	住民課	国の制度に基づき児童手当の支給を行います。また、本制度の周知に努めます。
26	子ども医療費助成	健康福祉課	医療費の一部を助成することで、子どもの保健対策の向上に努めるとともに子育て支援の促進を図ります。 0 歳~18 歳の高校生等までの子どもを対象に入院及び通院にかかった費用を助成します。
27	子どもの各種予防 接種費用の助成	健康福祉課	対象となる年齢の子どもについて、定期予防接種 (BCG・B 型肝炎・四種混合・二種混合・麻しん風 しん混合・日本脳炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘) 費用の全額及び、任意予防接種(ロタウィルス・お たふくかぜ・インフルエンザ) 費用の一部を助成します。 ※ロタウィルスは、令和2年10月より定期予防接種になる予定です。
28	就学援助制度	教育課	生活保護基準見直しに伴い不利益が生じないよう 配慮し、要保護・準要保護世帯で、経済的な理由に より就学困難な児童・生徒について、就学に必要な 費用の援助を行うことで、就学環境を支援します。

1 子どもと親の健康の確保

現状・今後の方向性

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ります。また、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもと親の健康の確保に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
29	母子健康手帳等の 交付	健康福祉課	妊娠、出産、子どもの成長記録として全ての親子が活用できるよう、母子健康手帳を健康管理センターにて交付をしています。第5章に定める確保策に従い、交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦乳児健康診査受診票の使い方の説明に努めます。
30	妊婦健康診査の実 施	健康福祉課	第5章に定める確保策に従い、妊婦健診 (14回) の活用について、母子健康手帳の交付時に説明し、 診査の充実に努めます。
31	母親父親教室の開 催	健康福祉課	初産、経産婦を問わず、妊婦とその配偶者を対象とし、ママパパ教室を年4回実施しています。今後も内容の充実に努めます。
32	新生児・妊産婦訪 問指導	健康福祉課	第5章に定める確保策に従い、産後うつの発見・育 児不安の軽減の目的から、全数把握を目標に訪問を 実施しています。今後も内容の充実に努めます。
33	乳幼児訪問指導の 実施	健康福祉課	乳幼児健診や育児不安等の相談後に継続した個別 指導が必要な乳幼児に対し、訪問、電話相談を実施 し、育児不安の軽減、虐待の早期発見に努めます。
34	乳幼児健康診査の 実施	健康福祉課	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、3~6か月児、9~11か月児(医療機関に委託)、乳児健康診査(4・7・12か月)、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査を実施しています。今後も内容の充実に努めます。
35	乳幼児健康相談の 実施	健康福祉課	毎月の乳児健康診査及び1歳6か月児、3歳児健康 診査時に個別相談も実施しています。今後も内容の 充実に努めます。
36	乳幼児の育成指導 事業の実施	健康福祉課	乳幼児健診で経過観察が必要な乳幼児に対し、電話、訪問や保育所との連携により、継続した支援を行っています。また、必要に応じては、個別発達相談を紹介しています。今後も乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
37	歯科健康診査等の 実施	健康福祉課	1歳6か月児、3歳児健康診査時に歯科医師による 歯科健康診査を実施しています。また、保護者の歯 に対する関心を高め、歯みがき習慣を身につけるた め、歯科衛生士による個別指導を実施しています。 今後も内容の充実に努めます。
38	フッ化物洗口事業	住民課 健康福祉課 教育課	虫歯予防のために、保育所年長児から小学校6年生 の希望者を対象にフッ化物洗口を実施します。
39	予防接種の実施	健康福祉課	国の指針に基づき、内容の充実に努め、周知を徹底 することにより、さらなる接種率の向上を図りま す。









2 食育の推進

現状・今後の方向性

食は、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。生涯に わたって健康でいきいきとした生活を営む力を培うためには、乳幼児期から、発 達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことが重要です。

本町では、健診時に全ての乳幼児に対して離乳食指導を実施し、経過確認を必要とする児童に対しては、電話等で対応するなど、一人一人の発達段階に応じたきめ細かな対応に努めています。

保育所においては、栄養士を配置し、地元産の食材を積極的に取り入れた給食等、保育所給食の充実に努めています。町栄養士・学校栄養士とも連携して食育劇を創作し、保育士・調理員が全員参加で取り組む活動等も行っています。また、スマートフォンなどで手軽に保育所の献立を確認することができます。

小学校においては、地元産の食材の積極的な取り入れについて材料委員会を設置しており、利用率は多い年では平成29年1月に62.4%の使用となりました。また、献立委員会の設置により、給食の充実を図っています。

今後は、さらなる地元産食材の使用向上に向けて、生産野菜の多様化を検討するとともに、これまでの取組を維持しつつ、さらなる食育の充実に向けて、連携に努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
40	離乳食指導	健康福祉課	離乳食の進め方について個々の状況に併せ、個別に対応します。今後も内容の充実に努めます。
41	保育所給食の推進	住民課	各保育所に栄養士を配置し、給食に地元産の食材や、和食を中心とした献立を取り入れる等工夫に努めるとともに、保護者との情報交換を密にし、個々に応じたアレルギー対応をしていきます。また、楽しい食事やバランスの良い栄養の大切さを、紙芝居や食育の替え歌等を通じて園児にも親しみやすい形で教えていきます。さらに、新型インフルエンザ等の予防対策として、手洗いチェッカーを使用した手洗い指導や、箸の正しい持ち方・使い方等を楽しく教えながら、保育所給食の充実に努めます。子どもだけでなく、保護者にも発信していきます。
42	学校給食の推進	学校給食センター	ドライ方式による衛生面を考慮した給食の提供を行います。またアレルギー室を設置したことにより、より安全にアレルギーのある児童・生徒への代替食及び除去食の提供に取り組みます。地産地消においては、地元生産者で構成される材料委員会を年3回開催し、誰がどんな作物をつくるか協議を重ね、年平均で50%を目標に推進を図ります。併せて世界遺産にも登録された和食での給食提供を推進します。
43	食生活改善推進員 の活動	健康福祉課	町の特産品を使った料理の普及推進活動を実施しており、今後も活動の充実に努めます。食習慣の基礎づくりとして、楽しみながら食の大切さを学んでもらうため、保育所や学校と連携をとりながら、食品衛生の基本である、手洗い指導や小学生対象の「親子料理教室」の開催に努めます。

3 小児医療体制の充実

現状・今後の方向性

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の 基盤となります。小児医療の充実・確保に取り組むことが必要です。本町では、 医療機関の適正利用を促すため、医師による子ども救急講習会を輪番制で毎年1 か所の保育所で実施しています。

引き続き、地域医療体制の確保に取り組んでいきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
44	地域医療体制の 整備	健康福祉課	地域医療体制の整備に努めます。
45	休日・夜間医療体 制の整備	健康福祉課	今後も休日・夜間医療体制の整備を図るため、関係 各機関とのさらなる連携に努めます。
46	第2次救急医療 体制の整備	健康福祉課	今後も第2次救急医療体制の整備を図るため、小児 救急との連携整備に努めます。



第3節 子どもの心身の成長へ向けた教育環境の整備

1 次代の親の育成

現状・今後の方向性

次代の親である子どもたちが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った取組を進めることが必要です。本町では、思いやりの心を育てるために、小学校での行事における交流や、中学校での職場体験学習や保育実習などを年間計画に位置づけています。今後も、小・中学生と保育所児童の交流や授業等を通じて、子どもを育てることの大切さを教えていきます。

また、平成 27 年の国勢調査によると、本町の 35~39 歳の年齢層における、男性の 47.2%、女性の 31.0%が未婚となっています。この割合は、女性は平成 12年の約 2 倍に当たり、晩婚化や非婚化の傾向がうかがわれます。

男女の出会いの場づくりとしては、お見合い形式等、より少人数の出会いの場を増やすため、平成30年度には、縁結びサポーターを新たに17名委嘱し、情報の共有化や対面での面接等の活動を行っており、今後も結婚を希望しながら、出会いの機会に恵まれない男女に対し、出会いの場を提供する支援等に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
47	小・中学生と保育 所児童との交流	教育課 住民課	小学校での行事における交流や、中学校での職場体験学習や保育実習などを年間計画に位置づけ、思いやりの心を育てる場面を設定しています。今後も、小・中学生が乳幼児と接する機会の充実に努めます。
48	男女の出会いの 場づくり	社会福祉協議会	結婚を希望しながら、出会いの機会に恵まれない男女に対し、結婚・定住・後継者育成に繋げるため、出会いの場の提供などの支援に努めます。多人数のみでなく、少人数で話ができるようにするなど内容の工夫に努めます。



2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状・今後の方向性

学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した「生きる力」を育んでいくことが示されています。子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
49	学校基礎学力向 上の推進	教育課	授業時数の確保や個に応じた指導の充実を図ると ともに、指導と評価の一体化や補充学習を取り入れ ることで児童・生徒の基礎基本の定着が実現できる よう努めます。
50	総合的な学習充 実支援事業	教育課	小・中学校において、専門的な知識や技能を有する 人材活用を意図的・計画的に取り入れることで、児 童・生徒により実感のこもった体験活動の場を設定 します。
51	国際理解教育の 拡充	教育課	外国人と触れ合う機会を設け、外国語や外国の文化に触れ慣れ親しませる機会を提供し、正しい国際理解の素地を養うことに努めます。小・中学校にALTを配備し、中学生の海外交流も継続します。
52	情報教育の充実	教育課	児童・生徒のスキルアップだけでなく、指導者のスキルアップも図り、ICTを活用した効果により興味関心の高まる授業の構築を目指します。
53	障がい児教育(学 級)の充実	教育課	ノーマライゼーションを基本とし、障がいのある児童・生徒が小・中学校において、障がいの種類や程度に応じて適切な教育が受けられるよう、教育環境の充実に努めます。
54	道徳教育の充実	教育課	道徳の授業時数の確保を行うと同時に、道徳教材を活用し児童・生徒の実生活に即した題材を提示し、道徳教育の充実を図ります。また、道徳教材を保護者にもみてもらうなどの工夫をし、学校と家庭の連携を重視した双方向型の指導を推進します。
55	多様な体験活動 の推進	生涯学習課	小学校区育成会や青少年育成団体との連携により、 農業体験・野外活動体験・スポーツ活動などの体験 活動の充実に努めます。
56	生徒指導、いじ め・不登校対応、 問題行動及び非 行の防止	教育課	今後も電話相談等や家庭訪問の教育相談時に、学校 関係者と連携を図ります。また、教育委員会に教育 相談員を1名週3日配置しており、不登校などの問 題解決に努めます。
57	運動部活動の支 援	教育課	今後も外部指導員や学校支援ボランティア等の外部人材や地域との連携を強めるとともに、運動部活動の充実を図ります。

NO	事業名	担当課	事業内容
58	小児生活習慣病 の予防	教育課	今後も肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた 食習慣の改善や栄養・適正体重などに関する正しい 知識の普及・啓発を図るとともに、体を使った遊び による運動不足の解消を呼び掛け健康教育等の充 実を図ります。また、予防健診と事前事後指導を継 続して行うことにより、小児生活習慣病の予防に努 めます。
59	口腔の健康管理	教育課	今後も歯科検診や健康教育等を通して、むし歯予防 等の口腔の健康管理の取組に努めます。
60	思春期保健対策 の充実	教育課	性に対する意識や性行動の実際について、関係機関と連携したり、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼び掛け、現在の性感染症の実態や具体的な指導事例等についての研鑽を深めます。さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。









3 信頼される学校づくり

現状・今後の方向性

地域に開かれ、信頼される学校を実現するためには、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。

地域や子どもたちの実情に応じて、主体的に創意工夫のある教育活動の展開に 努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
61	学校運営の充実	教育課	今後も開かれた学校づくりを推進するため、地域や学校の実態に応じ、PTA等家庭や地域の人々の協力を得て、学習指導の充実を図ります。また、組織マネジメントを軸に教員の適材適所を判断し、個々の個性、長所を生かせる体制づくりに努め、学校運営全般の活性化を目指します。
62	学校支援ボラン ティアの活用	教育課	今後もPTA等家庭や地域の人々の協力を得て、環境整備支援、教育活動支援、安全対策支援等の学校支援ボランティアを活用します。
63	少子化に伴う施 設の有効活用	教育課	今後も児童・生徒の少子化による在籍数の減少に伴い、教室に余裕が生じることから、空き教室をはじめとする学校施設を地域に開放する等、開かれた学校づくりの一環として学校施設の有効活用に努めます。
64	学校施設の整備	教育課	子どもに安全で豊かな環境を提供するため、必要に 応じた校舎の改修など学校施設の整備に努めます。
65	教職員の研修の 充実	教育課	今後も時代のニーズと各学校の実態に応じた研修 課題を設定し、全職員の共通理解のもと計画的・組 織的・継続的な研修活動を推進します。また、教育 研究協議会等を設置し教職員の研修の充実に努め ます。
66	安全管理の推進	教育課	今後も児童・生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関及び関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を進めます。
67	教職員の資質の 向上	教育課	今後も小中連携や小小連携を活用し、他校の教職員による授業参観や研究協議などの相互研修や関係機関での教育関係の研修会等に積極的に参加し、教職員の資質向上に努めます。
68	保育所と小学校 の連携	教育課	今後も各地区の状況に応じて定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校との交流を深めます。 さらに、小1プロブレムへの対応に備え円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

4 家庭や地域の教育力の向上

現状・今後の方向性

近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しており、こうした問題の背景として、少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、地域における地縁的な繋がりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。

本町では、子どもの学習講座事業、土曜スクール事業をはじめ、地域社会や家庭の力を生かした取組に努めています。

アンケート結果からは、地域における子育ての担い手として、参加している(参加したい)活動としては、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「地域の行事や祭りなど、子どもとおとなが一緒に参加できる活動」を選択した方が最も多く、次いで「防犯のための声かけや、見守りをする活動」と続きます。

家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高め、 地域活動への参加を促していきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
69	子どもの学習講座 事業の推進	生涯学習課	子ども書道やそろばん教室、HIPHOP ダンス教室等、 子どもの学習講座事業の推進に努めます。
70	土曜スクール事業	教育課	小学生を対象に、基礎学力の定着を図ることや学習に対する興味関心を高めることをねらいとした土曜スクールを実施します。
71	家庭教育学級の開 催	教育課 生涯学習課	PTA保護者を対象に、近年の核家族化、少子家族 化の進展に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下 している家庭教育力、地域教育力の向上を図ること を目的に、各小・中学校単位のPTAで「家庭教育 学級」の実施に努めます。
72	地域活動推進用機 材の貸出	総務課 生涯学習課	屋外放送機器、液晶ビジョン機器、ライフジャケット、テント等の貸し出しをするなど、活動を支援し、 地域活動推進用機材の貸し出しの充実に努めます。
73	学校施設の開放	教育課	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育 委員会の所管する学校体育施設(小・中学校)の開放に努めます。
74	スポーツ大会等の 開催	生涯学習課	スポーツ推進委員によるスポーツ教室や軽スポーツ大会を開催しており、今後も各種スポーツ大会等の充実に努めます。
75	ジュニアリーダー の育成	生涯学習課	中学1年生を対象とした講習会を実施しており、ジュニアリーダーの育成に努めます。
76	小・中学校PTA 連合会・連絡協議 会の開催	教育課 生涯学習課	各学校間の連携を密にして、今後も小・中学校のP TA連合会・連絡協議会の充実に努めます。
77	体育協会活動の充 実	生涯学習課	千葉県及び関係団体との連携を密にし、体育協会活動の充実に努めます。
78	地域活動への支援	生涯学習課	ボランティアなどによる地域活動を推進し、支援の 充実に努めます。

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状・今後の方向性

インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。子どもや保護者に対する教育・啓発の推進に努めるとともに、子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
79	子どもや保護者 に対する教育・啓 発の推進	生涯学習課	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、インターネットをはじめとするメディア上の情報に関して、子どもに関する情報を活用するとともに、メディアの問題性や特性の理解を促すために、子どもや保護者に対する教育・啓発の推進に努めます。

6 子どもの権利づくりの推進

現状・今後の方向性

子どもの人権や意見、自己決定権を尊重し、全ての子どもの幸せを目指す「子どもの権利条約」(平成元年、国連で採択)では、子どもの最善の利益を保障するため、子どもと家庭に対して保護と援助が与えられなければならないとしています。あらゆる機会を通してこの条約の理念の普及に努めるとともに、子どもの視点を大切に、子どもの利益が最大限尊重される社会をつくっていくことが必要です。

この理念に基づき、子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
80	子どもの権利条 約に関する啓発 普及の促進	教育課	小・中学校において、児童・生徒の人権意識の醸成に努めます。また、「子どもの権利条約」の内容についてパンフレット等での普及・啓発を図り、子どもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。
81	子どもの声を生 かしたまちづく りの推進	教育課	まちづくりに子どもの意見や要望を反映できるよう、「住みたい町アンケート」などを実施し、企画 や意見の発表の場を提供できる環境整備に努めま す。

1 良好な住宅と居住環境の確保

現状・今後の方向性

子どもと子育て家庭の日常生活の基盤には、良好な住宅などの居住環境、安全な道路交通環境、バリアフリーが組み込まれたまち並み、安心できる公共施設など、暮らしやすい「まちづくり」が必要です。町営住宅については、修繕に努めるとともに、空き家募集時には、ひとり親世帯などが、優先して入居できるように配慮していきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
82	公営住宅の整備 及び住宅用地の 確保の推進	建設課	町営住宅の修繕に努めます。
83	優先入居制度の活用	建設課	公営住宅の空き家募集において、母子及び父子世帯、身体障がい者世帯及び老人世帯等の条件により優先して選考することに努めます。
84	居住環境の整備	建設課	快適で潤いのある道路、水路、憩いの場、レクリエーションの場等の公園、防災機能を備えた空間など、子育てを含めて安心できる居住環境の整備に努めます。

2 豊かなまちづくりの推進等

現状・今後の方向性

子育て世帯が安心して外出できるためには、安全で安心な道路交通の整備が必要です。交通弱者である歩行者・自転車が安全に通行できるよう、安全な道路交通環境の整備に努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
85	地域道路の整備と 幅の広い歩道の整 備	建設課	歩行者等が安全・安心に通行できるよう配慮し、今 後も幹線道路の整備促進を推進していきます。
86	都市計画道路の 整備	建設課	引き続き千葉県と協議、要望等を行い都市計画道路 の整備に努めます。
87	交通安全施設の 整備	総務課 建設課	関係機関への要望・協議を実施し、交通安全施設の 整備に努めます。
88	道路の安全確保	建設課	通学路の歩道の整備、自転車歩行者専用道路の維持 補修等、今後も整備の充実に努めます。
89	防犯灯設置の促 進	総務課	犯罪を防止し安全に暮らせるまちづくりを推進す るため、防犯灯の設置促進に努めます。

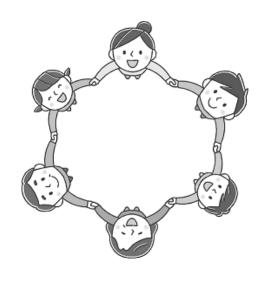
3 多様な働き方の実現及び見直し等

現状・今後の方向性

アンケート調査結果では、父親の9割、母親の8割以上が、現在も就労している(育休・介護等休業中の方を含む)と回答しており、本町の就学前児童の保護者の大半が共働きであることが考えられます。このような中、子育て家庭における仕事と家庭との両立が図られるようにするためには、育児・介護休業法に基づく制度の円滑な実施とともに、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の企業風土の是正を図るため、理解を深めることが重要です。

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等において、労働者、事業主、地域住 民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、 千葉県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。働き方の見直し や子育てに対する意識の啓発を行い、安心して仕事と家庭の両立ができるような 支援に努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
90	男女共同参画の意識づくり	総務課	講演会や講座などへの参加、意識啓発パンフレット の配布など、今後も男女共同参画の意識づくりに努めます。
91	仕事と子育ての 両立のための啓 発・広報の推進	総務課	講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女 雇用機会均等法、育児・介護休業法や働き方改革関 連法などの法制度の周知・啓発に努めます。



4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状・今後の方向性

近年、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。

学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じ、この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策の強化が必要であると言えます。また、登下校時における子どもの安全を確保については、防犯ボランティアの担い手の不足や、共働き家庭の増加に伴って保護者による見守りが困難となってきていることから、新たな体制づくりが求められています。

本町では、子どもを対象とした交通安全教育の実施や、町内及び近隣地域での不審者情報や犯罪状況等についてメールを活用した情報提供を行うことで、子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないように努めています。

引き続き、子どもが安全に日々を過ごせるよう、交通安全の整備・啓発、犯罪被害からの防備連携、防災の整備・啓発、そして被害を受けた子どもへの対応など、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えと対応に努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
92	交通安全教育の 推進	教育課	子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加·体験·実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき、段階的かつ体系的な実施に努めます。
93	自主防犯活動の 促進	総務課	警察、学校、自治会、ボランティア等との連携強化による情報の提供・共有、防犯組合活動の促進や、防災無線の活用等により、今後も自主防犯活動の促進に努めます。
94	関係機関・団体と の情報交換	教育課	学校内での児童・生徒に対しての犯罪被害に関する 教育、地域連絡協議会を開催する等、関係機関・団 体との情報交換に努めます。
95	パトロール活動 の推進	総務課 教育課 生涯学習課	学校支援ボランティア、防災・防犯指導員、教師、 PTAなどの機関と協議しながら、今後もパトロール活動の推進に努めます。
96	防犯講習の実施	教育課	校内における危機管理マニュアルによる実践的な 講習、保育所園児や児童・生徒を対象に不審者訓練 を実施し、防犯講習の充実に努めます。
97	避難訓練の実施	住民課 教育課 総務課	引き渡し訓練、地震による津波からの避難等、避難 訓練(保育所については年間12回、小・中学校に ついては年間3回)を実施します。また、町全体の 避難訓練との連携に努めていきます。

1 児童虐待防止対策の充実

現状・今後の方向性

児童虐待については、関係機関の体制強化などにより充実を図っているものの、依然として深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けていることから、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

本町では、住民課・健康福祉課・教育課の横の連携を密にしながら、保育所、小・中学校からの情報を共有し、迅速に専門機関と対応するように努めています。 また、平成30年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との円滑な連携や、情報共有に努めています。

新生児訪問などで個々の家庭の状況を把握するとともに、随時関係課が連携するなどして、虐待の発生予防及び早期発見・早期対応に努めるとともに、体罰によらない子育てを推進します。

NO	事業名	担当課	事業内容
98	養育支援訪問事 業	健康福祉課	第5章に定める確保策に従い、養育支援が特に必 要な家庭に対して訪問指導を実施します。
99	虐待の発生予防	健康福祉課	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相 談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも 最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心 とした母子保健事業の強化に努めるなど、虐待の 発生予防に努めます。
100	虐待の早期発 見・早期対応	教育課	児童からのサインに常に気を配りながら、虐待の 早期発見・早期対応に努めます。その事実を確認 した場合は、早急に関係機関への連絡を行い、児 童・生徒への被害が最小限となるよう取り組みま す。また、虐待に関して全職員で情報を共有する とともに、全職員で対応できる体制づくりに配慮 します。
101	虐待に関する相 談体制の充実	住民課 健康福祉課 教育課	被害を受けた子どもの早期発見と早期対応を図るとともに立ち直りを支援するため、担任、養護教諭、保育士、保健師、カウンセラー等が相談にあたります。また、家庭児童相談員に連絡したりするなど、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。

2 障がい児施策の充実

現状・今後の方向性

適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、 児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、 障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制 づくりに努めます。

	T	Г	T
NO	事業名	担当課	事業内容
102	障害児通所支援 事業の推進	健康福祉課	日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施 し、今後も障害児通所支援事業の推進に努めます。
103	特別児童扶養手 当の支給	住民課	今後も本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に 基づき、特別児童扶養手当の支給事務を行ってい きます。
104	身体障害児補装 具給付事業の実 施	健康福祉課	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の 指針に基づくとともに、身体障がい児の状況を踏 まえながら、必要な補装具の給付に努めます。
105	重度障害児日常 生活用具給付事 業の実施	健康福祉課	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の 指針に基づくとともに、重度障がい児の状況を踏 まえながら、必要な日常生活用具の給付に努めま す。
106	特別支援教育就 学奨励費の支給	教育課	今後も特別支援学級へ入級する児童・生徒の保護 者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な 費用の一部を援助します。
107	特別支援教育の 推進	教育課	今後も特別支援教育に対する正しい理解と認識を 深め、特別支援教育の推進を図ります。
108	療育支援コーディネーター事業	健康福祉課	障がいに関する専門性が備わった臨床心理士を配置し、在宅の障がい児や障がいが疑われる児童やその家族に対し療育支援等が途切れることのないように各関係機関と連絡調整を行います。



3 ひとり親家庭の自立支援の推進

現状・今後の方向性

ひとり親家庭では、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。 ひとり親家庭が安心して子育てをすることのできる環境づくりに努めていきます。

NO	事業名	担当課	事業内容
109	児童扶養手当の 支給	住民課	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の 指針に基づき、児童扶養手当を支給します。
110	母子父子寡婦福 祉資金の貸付	健康福祉課	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の 指針に基づき、母子父子寡婦福祉資金の貸付を実 施します。
111	ひとり親家庭等 医療費助成	健康福祉課	18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育・監護している、ひとり親家庭の母、父等と、児童に対し保険適用となる医療費、調剤費等の一部を助成します。※保護者等の所得制限あり。



第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

第1節 量の見込みの算出について

計画期間における子ども・子育て支援サービスの量の見込みは、平成 26 年 1 月に国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」 の算出等のための手引き」に基づき、算出しました。

■国から提示された「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)	3~5歳
ı	<専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	
2	保育認定①(幼稚園)	3~5歳
	<共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	
3	保育認定②(認定こども園及び保育所)	3~5歳
4	保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳、1・2 歳
5	時間外保育事業	0~5歳
6	放課後児童健全育成事業	1~3 年生、4~6 年生
7	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別)	0~18 歳
8	地域子育て支援拠点事業	0~2歳
	一時預かり事業	
9	・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	3~5歳
	・その他	0~5歳
10	病児保育事業	0~5 歳、1~6 年生
11	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0~5 歳、1~3 年生、4~6 年生
12	利用者支援事業	0~5 歳、1~6 年生

■算出手順

①家族類型(現在)の分類

アンケート調査において、保護者が「父親」または「母親」と回答した人はタイプA(ひとり親)、「両親」と回答した人はその現在の就労状況の組み合わせからタイプB~Fの家族類型に分類します。

②家族類型(潜在)の分類

①で得た家族類型は現在の就労状況から、母親の「潜在」(希望)の就労状況を把握するため、アンケートの、「パートタイム(フルタイム以外)で就労している母親のフルタイムへの転換希望」、「現在就労していない母親の就労希望」の就労希望を反映させた「潜在」の家族類型に分類します。

③家族類型別子ども人口の推計

②で得た「潜在」の家族類型別の構成割合に、各年度ごとの人口推計値(26 頁参照)を乗じ、 家族類型ごとの子どもの人数を算出します。

④各サービスの家族類型別の量の見込みの算出

③に、アンケート調査結果から得た利用意向率を乗じ、家族類型ごとに量の見込みを算出します。 この合算値を町内全体の量の見込みとしています。

■家族類型

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプD	専業主婦 (夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
タイプF	無業×無業

「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされています。

そのため、本町の実績値の推移などを鑑みて、一部補正を行ったものを量の見 込みとしています。

(1) 教育・保育給付事業

	認定区分	年齢	保育の必要性	算出根拠	備考
1	1号認定	3~5歳	無(幼稚園利用)	国の手引き	
2	- I	3~5歳	有(幼稚園利用を希望)	国の手引き	
3	2号認定	3~5歳	有(保育所利用)	国の手引き	
					「国の手引き」結果×母親の育休取得状況(育休未取得者
4	3号認定	O歳	有(保育所利用)	国の手引き	22.8%)+(育休取得者 34.7%×職場復帰者 71.1%×1 歳未満
		認定			で育休から復帰 21.0%) で算出した。
(5)		1~2歳	有(保育所利用)	国の手引き	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		対象	算出根拠	備考
	0~5 歳	ケケニアルト		
利用者支援事業	小学生	箇所数		
地域子育て支援拠	点事業【単位:延組/年】	0~2歳	国の手引き	未就園児の地域子育て支援拠点事業の利用希望者
+ - + =	± 77 ll / 1 - 1	1413	1 - 14-51	翌年度のO歳児推計人口×健診最大回数(14
妊婦健康診査【単位	立:	妊婦	人口推計	回)
乳児家庭全戸訪問	事業【単位:人】	0 歳	人口推計	各年のO歳児推計人口
養育支援訪問事業	等【単位:人】	0~18 歳	実績平均	平成 27 年度~平成 30 年度の利用率の平均値
子育て短期支援事	業【単位:延人/年】	0~5 歳	国の手引き	泊りがけで「子どもを留守番させた」割合
一時預かり事業	1号認定対象【単位:延人/年】**1	3~5 歳	国の手引き	幼稚園希望者かつ不定期の事業利用者
幼稚園在園児対象	2号認定対象【単位:延人/年】**2	3~5 歳	国の手引き	幼稚園希望者かつ不定期の事業利用者
一時預かり事業(オ	₹就園児)【単位:延人/年】	0~5 歳	実績平均	平成 27 年度~平成 30 年度の利用率の平均値
延長保育事業【単位:人】		0~5 歳	国の手引き	保育標準時間児の延長保育(18 時台以降)希望者
点 归归大主 类【 兴 ↓ 对 ↓ /斥】		0~5 歳	中建亚基	
病児保育事業【単位	小学生	実績平均	平成 27 年度~平成 30 年度の利用率の平均値	
ファミリー・サポート・センター事業【単位:延人/年】		小学生	国の手引き	ファミリー・サポート・センターの放課後利用希望者
放課後児童健全育	小学生	実績平均	平成 27 年度~平成 31 年度の利用率の平均値	

※1:(1)教育・保育給付事業①を想定。 ※2:(1)教育・保育給付事業②を想定。

第2節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策

1 量の見込み

「国の手引き」に基づき算出した町内に居住する子どもの教育・保育の量の見込み(いずれも4月1日時点)は、以下のとおりです。3歳未満児の高いニーズが見込まれますが、定員350人は下回る見込みです。

■教育・保育の量の見込み(4月1日時点)

		推		計	
	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①1号認定子ども(3歳以上保育の必要性なし)	6	6	6	6	6
②2号認定子ども(3~5歳、幼稚園の利用希望が強い)	2	2	2	2	2
幼稚園 (①+②)	8	8	8	8	8
③2号認定子ども(3~5歳、保育所等利用希望者)	172	173	170	165	151
④3号認定子ども(0歳)	5	5	5	5	5
⑤3号認定子ども(1,2歳)	76	76	67	71	74
認可保育所(③+④+⑤)	253	254	242	241	230

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

引き続き、公立保育所3か所で定員350人を維持していきます。また、3歳未満児の入所希望の増加が見込まれるため、保育士の確保に努めていきます。

■教育・保育の提供量

		推		計	
	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①1号認定子ども(3歳以上保育の必要性なし)	0	0	0	0	0
②2号認定子ども(3~5歳、幼稚園の利用希望が強い)	0	0	0	0	0
幼稚園 (①+②)	0	0	0	0	0
③2号認定子ども(3~5歳、保育所等利用希望者)	260	260	260	260	260
④3号認定子ども(0歳)	6	6	6	6	6
⑤3号認定子ども(1,2歳)	84	84	84	84	84
認可保育所(③+④+⑤)	350	350	350	350	350

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の 推進に関する体制の確保

各小学校区の状況に応じて、定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校との交流を深めます。さらに、小1プロブレム*への対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する指導主事の配置について検討していきます。

さらに、障がい児や、外国に繋がる幼児など、特別な支援が必要な児童や家庭があった場合は、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

※小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、授業中に座っていられない、先生の話を聞かない等と学校生活になじめない状態が続くこと。











第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

1 量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保量は以下のとおりです。

			令和	令和	令和	令和	令和
			2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
利用者支援事業	基本型・特定型	確保量【か所】	0	0	0	0	0
	母子保健型	確保量【か所】	1	1	1	1	1
│ │地域子育て支援拠点	事業	量の見込み【延組/年】	575	579	553	568	575
		確保量【か所】			検討	1	
妊婦健康診査		量の見込み【延件/年】	616	700	672	644	644
2.77に水じ豆		確保量【延件/年】	616	700	672	644	644
 乳児家庭全戸訪問事	巨業	量の見込み【人/年】	44	50	48	46	46
40000000000000000000000000000000000000	F **	確保量【人/年】	44	50	48	46	46
 養育支援訪問事業等	€	量の見込み【人/年】	10	10	10	10	10
发月又汲初问尹未司	Ŧ 	確保量【人/年】	10	10	10	10	10
子育て短期支援事業	Ľ	量の見込み【人/年】	7	7	7	7	6
丁月(应朔又抜争》	₹	確保量【人/年】			検討		
	1 号 認定	量の見込み【延人/年】	6	6	6	6	6
一時預かり事業	2 号 認定	量の見込み【延人/年】	547	553	541	526	480
(幼稚園型)	計	量の見込み【延人/年】	553	559	547	532	486
	āT	確保量		実	施予定な	L	
一時預かり事業	+=======	量の見込み【延人/年】	572	577	558	556	534
(基本型)	未就園児対象	確保量【か所】	1	1	1	1	1
延長保育事業		量の見込み【人/年】	43	43	42	42	40
		確保量【か所】	3	3	3	3	3
病児保育事業		量の見込み【延人/年】	224	233	231	222	214
		確保量【か所】	1	1	1	1	1
	低学年	量の見込み【人/年】	6	7	7	6	6
ファミリー・サポー	- 高学年	量の見込み【人/年】	7	7	8	7	7
ト・センター事業	=1	量の見込み【人/年】	13	14	15	13	13
	計	確保量	検討				
	1 年生	量の見込み【人/年】	20	24	20	17	20
	2年生	量の見込み【人/年】	24	24	27	22	19
	3 年生	量の見込み【人/年】	18	20	18	20	17
—————————————————————————————————————	4年生	量の見込み【人/年】	12	12	12	11	12
放課後児童健全育	5年生	量の見込み【人/年】	5	7	7	7	6
成事業(学童保育) 	6年生	量の見込み【人/年】	8	6	8	7	7
	低学年 計	量の見込み【人/年】	61	68	65	59	55
	高学年 計	量の見込み【人/年】	25	25	27	25	26
	計	量の見込み【人/年】	86	94	92	84	81
	āl	確保量【人/年】	120	120	120	120	120

[※]量の見込みを推計するにあたって、小数第1位で端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、延長保育事業を全ての保育所で、一時預かり事業及び病児保育事業を1か所で実施しており、また、放課後児童健全育成事業(学童保育)は3か所で実施しています。

さらに、令和元年 10 月からは実費徴収に伴う補足給付事業、令和 2 年度からは利用者支援事業(母子保健型)を新たに実施していく予定です。

児童数は今後も減少が見込まれることから、引き続き、既存の施設や事業で、 一人一人の子ども・子育て家庭に対し、個々に応じた柔軟な支援に努めていきま す。

事業名	利用者支援事業【第4章 N012 (子育て世代包括支援センター)】
事業内容	子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。
確保策	令和2年度に健康づくりセンターに子育て世代包括支援センターを設置し、 町内1か所(母子保健型)で実施します。

事業名	地域子育て支援拠点事業【第4章該当なし】
事業内容	乳幼児のいる子育で中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で 実施する事業です。
確保策	5年間で、実施の検討をします。

事業名	妊婦健康診査【第4章 NO30(妊婦健康診査の実施)】
事業内容	妊婦が定期的に健診を受けやすくし、安全な出産を迎えるため、妊娠中必要とされる回数 14 回分の健診助成券を母子健康手帳交付時に配布します。平成30 年度からは、経済的な負担を軽減するため、妊婦健康診査費用の一部を1回2,000 円を上限とし、14 回分の上乗せ助成をしています。
確保策	引き続き、14 回の助成を実施するとともに、母子健康手帳交付時に妊婦健康 診査受診票について説明をし、定期的に健診を受診するように促します。

事業名	乳児家庭全戸訪問事業【第4章 N032(新生児·妊産婦訪問指導)】
事業内容	新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊 娠や新生児期の不安の高い時期に、保健師等による家庭訪問を行います。
確保策	引き続き、全ての出生児に対して訪問指導を実施します。

事業名	養育支援訪問事業【第4章 N098】
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を 向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。
確保策	引き続き、養育支援が特に必要な家庭に対して訪問指導を実施します。

事業名	子育て短期支援事業【第4章該当なし】
事業内容	短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出では、わずかなニーズは見込まれますが、本町 単独での実施は難しいため、近隣の市町村と連携した提供体制の整備を検討 します。

事業名	ファミリー・サポート・センター事業【第4章該当なし】
事業内容	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。
確保策	「国の手引き」に準じた算出からは、わずかなニーズは見込まれますが、会員の確保が難しいと考えられます。今後の状況に応じて提供体制の整備を検討します。

事業名	一時預かり事業(幼稚園型)【第4章該当なし】	
事業内容	幼稚園在園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保 育を行う事業です。	
確保策	事業の対象となる幼稚園は町内にありませんが、町外の幼稚園等に通う子どもがわずかに見込まれます。対象となる子どもがいる場合、円滑な利用となるようきめ細かな対応に努めます。	

事業名	一時預かり事業 (幼稚園型以外) 【第4章 NO5】	
事業内容	乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる 事業です。令和元年度は南白亀保育所で実施しています。	
確保策	引き続き、町内1か所で実施します。また、保育所入所に切り替わる単年度 の利用が多いため、今後も広く事業を周知し、子育て支援の充実を図ります。	

事業名	延長保育事業【第4章 NO2】	
事業内容	通常の利用日及び利用時間を超えた保育を行う事業です。町内の保育所3か 所で、7時30分から8時、16時から19時までの保育を実施しています。	
確保策	保策 引き続き、町内の保育所3か所において実施します。	

事業名	病児保育事業【第4章 N07】
事業内容	子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。病児保育所ラッコッコ(酒井医院内)で病気または病気回復期のお子さんを一時的にお預かりしています。
確保策	引き続き、町内1か所で実施します。さらに、事業内容の周知を図り、継続 して支援します。

事業名	放課後児童健全育成事業(学童保育)【第4章 N08】	
事業内容	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、 放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。各 小学校区に1施設、3か所で実施しています。	
確保策	引き続き、町内3か所で実施します。また、保護者の就労状況等に関係なく 利用のできる放課後子ども教室については、実施について検討するとともに、 学童保育との連携による実施について協議の場を設けます。	

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業【第4章 N024】
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
確保策	国の基準に準じて、新制度に未移行の幼稚園等に通う子どもを対象とした実費徴収に係る助成をします。

事業名	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【第4章該当なし】
事業内容	新規参入施設等の事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。
確保策	本町において、新規事業者が参入する可能性は低いと考えられます。民間の 事業者から申し出があった場合に検討します。





第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

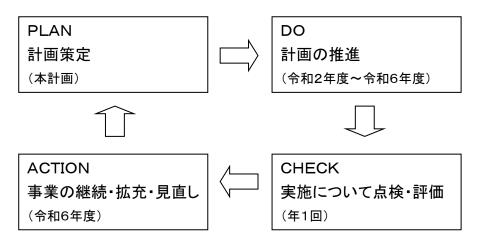
計画の推進にあたっては、全ての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ地域社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。そのため、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について、定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

また、計画の策定に向けては、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「白子町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行っており、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。



1 白子町子ども・子育て会議

1 白子町子ども・子育て会議規則

平成 25 年 9 月 30 日規則第 23 号

白子町子ども・子育て会議規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、白子町附属機関条例(平成24年白子町条例第1号)第4条の規定に基づき、本町における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白子町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)
- 第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。 以下「法」という。)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。
- 2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意 見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 児童福祉の関係者
 - (3) 学校教育の関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

- **第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により これを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- **第6条** 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、 その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(報酬及び旅費)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年白子町条例第3号)による。 (庶務)

- **第8条** 子ども・子育て会議の庶務は、主管課において処理する。 (委任)
- **第9条** この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な 事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

2 白子町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏 名	役 職 等	備考
子どもの保護者	古山陽子	元教育委員	
子どもの保護者	中山直美	白子中学校教育サポーター	令和元年9月30日まで
子どもの保護者	齋藤洋子	元青少年相談員	令和元年 10 月 1 日から
児童福祉の関係者	御園かおる	白子町立関保育所長	
児童福祉の関係者	鈴木茂子	白子町健康福祉課 主任保健師	
児童福祉の関係者	田邉みや子	白子町立南白亀保育所 主任栄養士	
学校教育の関係者	板倉豊	元白子町立白子中学校PTA会長	
学校教育の関係者	倉田正江	元白子町立白子中学校PTA会長	
学識経験者	河野富喜子	元白子町立南白亀小学校校長	

2 計画策定の経過

年 月 日	事 項
平成 31 年 1 月	・第1回子ども・子育て会議の開催 ①子ども・子育て支援新制度について ②子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査につい て ③今後のスケジュールについて
平成 31 年 2 月	・町内の小学校3年生以下の児童のいる全世帯に「第2期子ども・子 育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施
平成31年3月~4月	・「第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」 集計
平成 31 年 5 月~ 令和元年 6 月	・量の見込み及び確保方策の検討
令和元年 7 月	・第1回子ども・子育て会議の開催 ①「第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」結果報告について ②第2期子ども・子育て支援事業計画策定における量の見込みと確保策等について ③今後のスケジュールについて
令和元年7月~8月	・次世代育成支援対策地域行動計画に係る検証・計画素案作成
令和元年9月	・第2回子ども・子育て会議の開催 ①幼児教育・保育無償化について ②第2期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元年 10 月~12 月	・計画素案作成
令和2年1月	・パブリックコメントの実施
令和2年2月	・第3回子ども・子育て会議の開催 ①第2期子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの 結果ついて

第2期白子町子ども・子育て支援事業計画



令和 2 年 3 月 発行 白子町 住民課 〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074-2